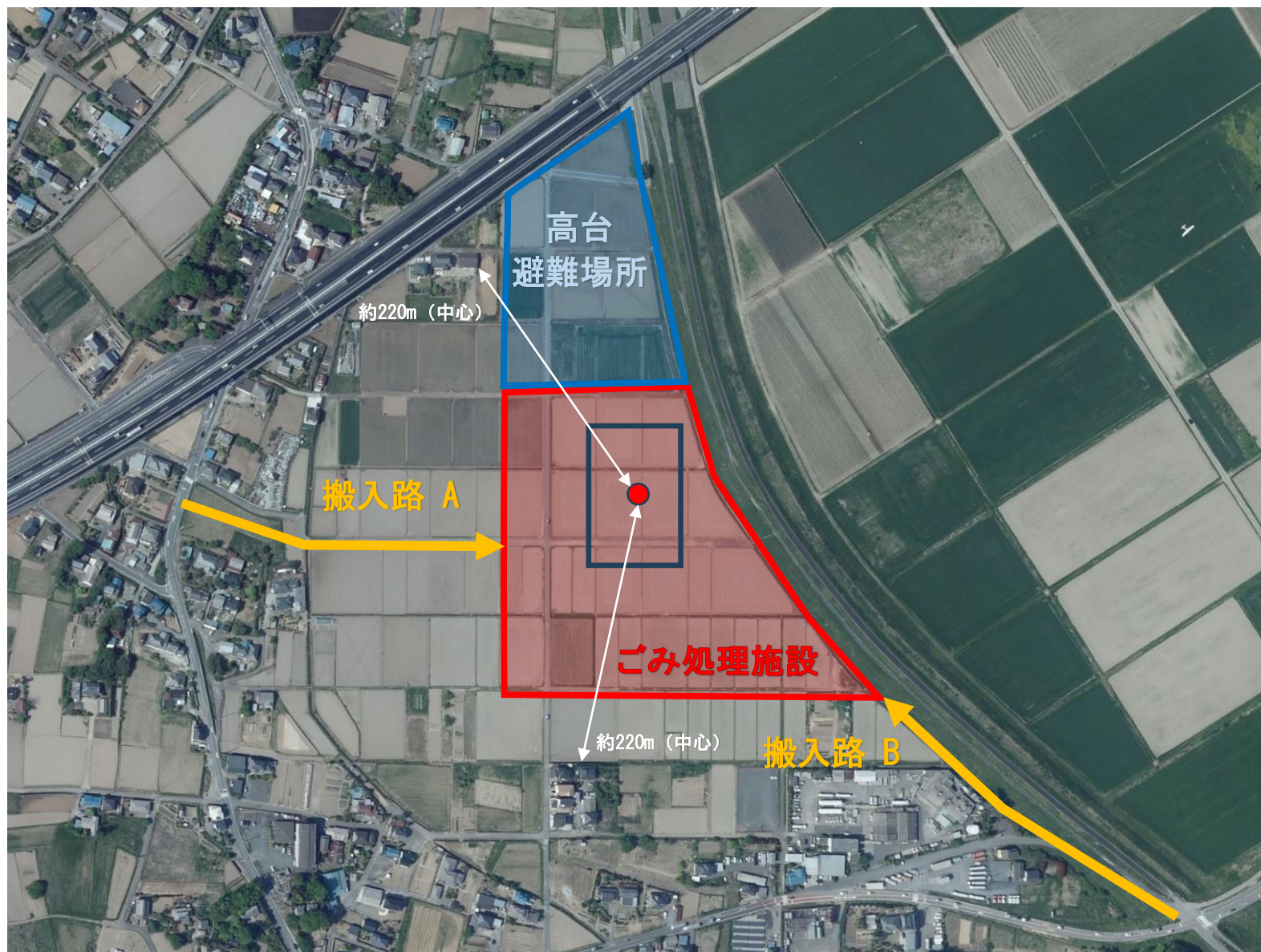


協議会資料

◆敷地範囲及び搬入路イメージ



■敷地範囲

- ・ごみ処理敷地及び高台避難場所は、生活環境への影響をなるべく少なくする
- ・ごみ処理施設の建物は南北の住宅からできるだけ同程度の距離となるように計画する
- ・北側に高台避難場所、南側にごみ処理施設

■搬入路案

- ・収集車等の通行による周辺住民への生活環境を考慮し、住宅の少ない場所とした
- ・搬入路はA及びBの2路線で検討し、地域との協議を経て最終的に1路線とする。

第3回地元連絡会議（令和5年10月15日）のために作成した資料であり、敷地範囲及び搬入路を図示したイメージ図で、確定したものではありません。
 今後、地元連絡会議において意見を伺い、最終的に施設整備基本構想において示します。

新ごみ処理施設における余熱利用の考え方について

1. ごみ焼却施設における余熱利用

近年のごみ焼却施設は、ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを有効活用することで、**環境負荷の低減に貢献するエネルギー回収施設**として整備する事例が多くなっています。

ごみ焼却施設の熱エネルギーを電力や温水として活用することは、化石燃料の使用量削減につながり、**低炭素社会・循環型社会の形成に寄与**することになります。

また、災害時における停電への対応の面からも、ごみ焼却施設における電力利用（発電）は、**地域の防災機能の強化**としての意義も高くなっています。

2. 余熱利用の形態

ごみの焼却により得られる熱エネルギーの利用形態は、熱利用と電力利用に大別され、それぞれ場内利用だけでなく、場外へ供給する方法もあります。（図1）

また、熱利用の方がエネルギー回収の効率は高くなりますが、電力利用の方がエネルギーとしての用途が幅広く汎用性の面で優れているといった特徴があります。

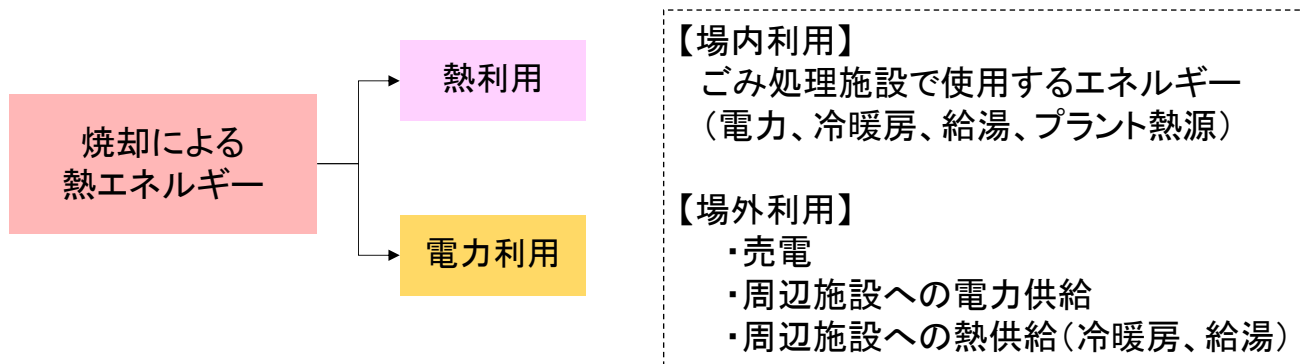


図1 余熱利用方法の分類

3. 他施設における余熱利用の状況

全国のごみ焼却施設における余熱利用の状況は次に示すとおりとなっています。

近年、ごみ焼却施設の数減少傾向にあるものの、**発電による余熱利用を行っている施設の数増加傾向**にあります。（図2）

電力利用は汎用性が高く、余剰電力を売電することでごみ処理事業に係る財政負担の低減にもつながることから、発電を行う施設が増えているものと考えられます。

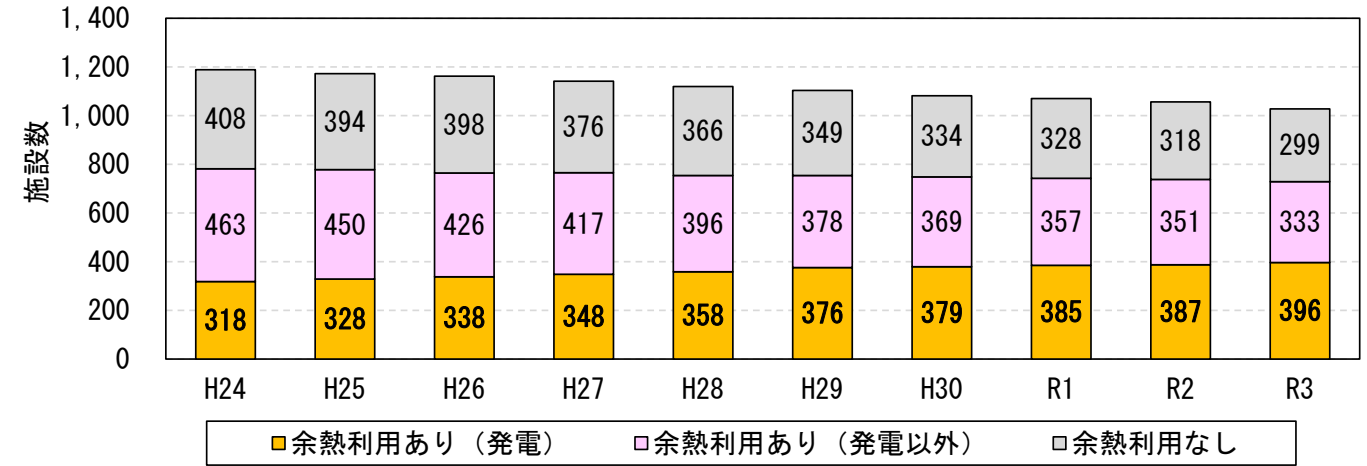


図2 余熱利用に関する施設数の推移

4. 建設候補地周辺におけるエネルギー需要および利用の可能性

新ごみ処理施設の建設候補地周辺において、(1)既存事業所等のエネルギーの供給先が見込めないこと、(2)温浴施設等の新たな余熱利用施設の整備・運営には多くの費用がかかること、(3)故障やメンテナンス等によりごみ処理施設が全停止した際にエネルギー供給のバックアップ体制の整備が必要となることから、**建設候補地周辺へのエネルギー供給は実現性が低いものと考えられます。**

5. 余熱利用の考え方

余熱利用については以下の考えを基本とし、詳細な利用方法については、今後策定する施設整備基本計画において、経済性や事業の継続性、高台避難場所との関連などを考慮して検討を行うものとしします。

- ① **場内利用（熱利用、電力利用）は実施するものとしします。**
- ② 近隣の需要や余熱利用施設の整備・運営の観点から、**場外への熱供給は行わないものとしします。**
- ③ 発電した電力は場内利用し、余剰電力はごみ処理事業に係る財政負担の低減にもつながることから、**電力会社への売電を含め検討するものとしします。**ただし、災害時には避難所機能等として余剰電力が利用可能な体制を整えるものとしします。

協議第4号

新一部事務組合規約の項目について

新一部事務組合規約の項目について、別紙のとおり協議する。

令和5年10月10日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会
会長 飯島和夫

新一部事務組合規約の項目について

一部事務組合設立は、規約を制定する必要があるため、規約の制定に必要な以下の項目について協議する。

地方自治法

(規約)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 一部事務組合の名称	・ ・ ・	規約協議 1
二 一部事務組合の構成団体	・ ・ ・	規約協議 2
三 一部事務組合の共同処理する事務	・ ・ ・	規約協議 3
四 一部事務組合の事務所の位置	・ ・ ・	規約協議 4
五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法	・ ・ ・	規約協議 5
六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法	・ ・ ・	規約協議 6
七 一部事務組合の経費の支弁の方法	・ ・ ・	規約協議 7

規約協議 1 名称について

川島桶川資源循環組合

規約協議 2 構成団体について

川島町及び桶川市をもって組織する。

規約協議 3 共同処理する事務について

- (1) ごみ処理施設（組合設立の際現に関係市町が設置している施設を除く。）の整備及び稼働後の管理運営に関すること。
- (2) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に附帯する事務に関すること。

規約協議 4 事務所の位置について

組合の事務所は、川島町内に置く。

規約協議5 議会の組織及び議員の選挙の方法について

規約では①議員の定数及び選挙の方法、②任期及び失職、③補欠議員の選出、④議長及び副議長を定める必要がある。県内の一部事務組合の人口、議員定数とその内訳は以下のとおりである。

県内の一部事務組合の状況（構成団体が2市町を抜粋）（単位：人）

番号	組合名 (設立年月日)	人口 (令和5年4月1日)		議員定数	
1	蕨戸田衛生センター組合 (昭和34年6月)	蕨市	75,195	蕨市	10
		戸田市	141,927	戸田市	10
		合計	217,122	合計	20
2	蓮田白岡衛生組合 (昭和35年10月)	蓮田市	61,193	蓮田市	6
		白岡市	52,721	白岡市	6
		合計	113,914	合計	12
3	久喜宮代衛生組合 (昭和36年3月)	久喜市	150,740	久喜市	9
		宮代町	33,346	宮代町	5
		合計	184,086	合計	14
4	彩北広域清掃組合 (昭和45年3月)	行田市	78,550	行田市	7
		鴻巣市	28,387	鴻巣市	3
		合計	106,937	合計	10
5	朝霞和光資源循環組合 (令和2年10月)	朝霞市	144,287	朝霞市	5
		和光市	83,599	和光市	5
		合計	227,886	合計	10
6	行田羽生資源環境組合 (令和4年4月)	行田市	78,550	行田市	5
		羽生市	53,917	羽生市	4
		合計	132,467	合計	9
7	上尾伊奈資源循環組合 (令和5年4月)	上尾市	230,273	上尾市	6
		伊奈町	45,126	伊奈町	2
		合計	275,399	合計	8

○川島町・桶川市の合計人口は県内の一部事務組合（構成団体が2市町）で最小である。

川島町 19,112人 桶川市 74,632人 合計 93,744人

○上尾伊奈資源循環組合の議員定数8人が県内の一部事務組合で最小である。

○議員1人に対する人口は1万～1.5万人が多くを占め、平均値は約1.2万人である。

○各市町の議員定数は、①均等割、②人口割、③議員定数割の方法で算出している。

【参考】議員定数 川島町 14人 桶川市 19人

議会の組織及び議員の選挙の方法については、上記の考えを参考に検討する。

規約協議 6 執行機関の組織及び選任の方法について

1 管理者

(1) 概要

- ① 事務 一部事務組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。
- ② 身分 特別職
- ③ 報酬等 組合の条例等で定める。

(2) 定数

1人

(3) 選任方法

関係市町の長の協議により、関係市町の長のうちから定める。

☞ 管理者は建設地の長である川島町長とする。

(4) 任期

関係市町の長の職にある期間

2 副管理者

(1) 概要

- ① 事務 管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。
- ② 身分 特別職
- ③ 報酬等 組合の条例等で定める。

(2) 定数

1人

(3) 選任方法

関係市町の長の協議により、関係市町の長のうちから定める。

☞ 副管理者は桶川市長とする。

(4) 任期

関係市町の長の職にある期間

3 会計管理者

(1) 概要

- ① 事務 一部事務組合の会計事務をつかさどる。
- ② 身分 一般職員

(2) 選任方法

管理者が任免する。

☞ 管理者の属する会計管理者が併任する。

(3) 任期

会計管理者の職にある期間とする。

4 職員

(1) 定数

組合の条例で定める。

☞ 新一部事務組合設立時から施設稼働までの職員は、川島町及び桶川市からの派遣とし、両市町の派遣する職員の数は、両市町の人事担当と調整の上、案を作成する。また、必要に応じて組合職員（プロパー職員）の採用、埼玉県職員の派遣を検討する。

5 監査委員

(1) 概要

- ① 事務 一部事務組合の事務の執行等を監査する。
- ② 身分 特別職
- ③ 報酬等 組合の条例等で定める。

(2) 選任方法

管理者が、議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

☞ 代表監査委員は識見を有する者から選任する。

☞ 識見を有する者は川島町が推薦し、組合議員は組合議員の中から協議により選任する。

(3) 任期

組合議員	組合議員の任期
識見を有する者	4年

6 公平委員会

(1) 事務

職員の勤務条件に関する措置要求等を審査する。

☞ 共同設置とする。

規約協議 7 経費の支弁の方法について

1 費用負担の考え方

令和3年度にまとめた「一般廃棄物の広域処理に関する勉強会報告書」では、全国的な事例から次のとおり整理している。

費用負担方法	概要
ごみ量割	市町村のごみ量（処理費及び維持管理費の場合、前年度のごみ量の実績）に応じて費用を分担する。処理費及び維持管理費をごみ量割とした場合、費用負担割合を下げるために、各市町村で減量化や分別が促進される可能性がある。
人口割	市町村の人口に応じて費用を負担する。1人当たりのごみ排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。
均等割	全ての関係市町村が同じ割合で費用を負担する。関係市町村間で人口規模の違いが大きい場合、人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。
上記の負担方法の組合せ	費用の10%を人口割、90%をごみ量割というように、上記の負担方法を組み合わせて使用する。

また、令和4年度に実施した調整会議では、建設費の負担割合は人口割を基準とし、運営費の負担割合はごみ量割を基準とし、均等割を組み合わせた割合を協議会で決定するとしている。

2 川島町・桶川市の人口割とごみ量割

	人口割		ごみ量割	
	人口	割合	ごみ量	割合
川島町	19,112 人	20.39%	19 t	26.03%
桶川市	74,632 人	79.61%	54 t	73.97%
合計	93,744 人	100.00%	73 t	100.00%

※人口は令和5年4月1日現在 ごみ量は勉強会報告書の数値

3 近年設立された一部事務組合の状況（解散した埼玉中部資源循環組合含む）

組合名	負担割合
朝霞和光資源循環組合	(1) ごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで ①組合の運営経費 均等割 (100%) ②必要な用地の取得に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の建設に係る経費 人口割 (100%) (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後 ①組合の運営経費 均等割 (100%) ②必要な用地の取得に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費 搬入量割 (100%)
行田羽生資源環境組合	(1) 共同整備する施設の供用開始の日の属する年度末日まで 均等割 (20%) 人口割 (80%) (2) 共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の翌年度以後 均等割 (20%) 搬入量割 (80%)
上尾伊奈資源循環組合	(1) ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度末日まで ①議会の運営に係る経費 議員定数割 (100%) ②組合の運営に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費 均等割 (100%) ④ごみ広域処理施設の建設工事に係る経費 均等割 (20%) 人口割 (80%) (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の初日以後 ①議会の運営に係る経費 議員定数割 (100%) ②組合の運営に係る経費 均等割 (100%) ③ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費 均等割 (15%) 搬入量割 (85%)
埼玉中部資源循環組合	(1) 組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの 経費及び同期間内に借り入れた地方債に係る償還金 均等割 (10%) 人口割 (90%) (2) ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費 均等割 (5%) 人口割 (15%) 搬入量割 (80%)

費用負担については、上記の考えを参考に検討する。

協議第5号

ごみ処理広域化に係る共同処理施設範囲の方針について

ごみ処理広域化に係る共同処理施設範囲の方針について、別紙のとおり定める。

令和5年10月10日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯島和夫

ごみ処理広域化に係る共同処理施設範囲の方針について

1. 方針検討にあたっての考え方

両市町の施設の老朽化や一部稼働停止という状況から、ごみ処理広域化にあたっては、「最短・最速での安定したごみ処理体制の実現」を目指す。

共同処理施設範囲の方針検討にあたっては、これまで実施した一般廃棄物の広域処理に関する勉強会及び川島町・桶川市ごみ処理の広域化に関する緊急会議を踏まえ、広域処理のメリットや事業の効率性の観点から「ごみ処理施設は、直接処理を行うことが効率的なごみを除き、全てのごみが処理可能な施設」とする考え方を基本とする。

2. シナリオの設定

1に挙げた考え方を踏まえ、共同処理の対象施設を表1に示すシナリオⅠ～Ⅲにより検証し、今後整備を進める「ごみ処理広域化に係る共同処理施設範囲」を設定する。

シナリオⅠは、①焼却施設において、可燃ごみを処理する。シナリオⅡは、シナリオⅠに加え②粗大ごみ施設において、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する。シナリオⅢは、シナリオⅡに加え③リサイクル施設において、びん・かん・ペットボトル・プラスチック、紙製容器を処理する。

なお、新聞紙・布類等は、両市町ともに、ごみ処理施設を経由せずに民間処理施設へ運搬する仕組みを構築しており、直接処理を行うことが効率的であると考えられることから、共同処理施設範囲から除く。

両市町の既存施設(粗大ごみ施設・リサイクル施設)は、稼働から年数が経過しており、老朽化が顕著なことから、共同処理施設の範囲に含めない場合は、両市町において単独での施設整備が必要である。

表1

対象施設	主な処理の内容	共同処理施設の範囲		
		シナリオⅠ	シナリオⅡ	シナリオⅢ
①焼却施設	可燃ごみ			
②粗大ごみ施設	不燃ごみ・粗大ごみ			
③リサイクル施設	びん・かん・ペットボトル・プラスチック・紙製容器			

3. 共同処理施設範囲の方針について

2で設定したシナリオⅠ～Ⅲについて、検証した結果を表2に示す。

直接搬入の利便性、処理の効率性を鑑みると、「シナリオⅢ」の共同処理施設の範囲による施設整備が望ましいと考えられる。

また、シナリオⅠ、シナリオⅡの場合、両市町において単独での施設整備が必要となり、シナリオⅢはスケールメリットが働くこととなる。

したがって、焼却施設、粗大ごみ施設、リサイクル施設の3つの施設をごみ処理広域化に係る共同処理施設の範囲とする。

表2

	シナリオⅠ	シナリオⅡ	シナリオⅢ
ごみ分別区分の変更	可燃ごみは、ごみ分別区分の変更が必要となる。	可燃ごみ、不燃・粗大ごみは、ごみ分別区分の変更が必要となる。	可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、びん・かん・ペットボトル・プラスチック・紙製容器は、ごみ分別区分の変更が必要となる。
直接搬入の利便性	共同処理施設の受入品目が可燃ごみのみのため、利便性が低い。	共同処理施設の受入品目が可燃ごみ、不燃・粗大ごみとなるため、利便性が高い。	共同処理施設の受入品目が可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、びん・かん・ペットボトル・プラスチック・紙製容器となるため、利便性が最も高い。
単独のリサイクル施設の整備	単独での施設整備が必要となる。 また、川島町では交付金の活用ができない。	同左	単独での施設整備は不要となる。
処理の効率性	リサイクル施設で生じた可燃残渣は焼却施設までの運搬が必要	リサイクル施設で生じた可燃残渣は同一敷地内の焼却施設で処理が可能	同左

4. 今後の検討事項

(1) 両市町におけるごみ分別区分などの検討

両市町における分別区分や、指定ごみ袋の使用の差異について検討する必要がある。

(2) 業務の実施主体の検討

以下の業務については、ごみ処理広域化にあたって、その実施主体を「一部事務組合」とするのか、「両市町で継続」するのか検討する必要がある。

・収集運搬業務 ・直接処理を行うことが効率的なごみの処理

(3) リサイクル施設の検討

桶川市においては、リサイクル施設で障害者の雇用創出に繋がる運営をしていることから、ごみ処理広域化に伴う施設の運営について検討する必要がある。